

水第 2123 号
令和 7 年 9 月 12 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項、同第 16 条第 2 項及び同第 57 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 9 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
うなぎ稚魚漁業	8	定めなし	令和 7 年 12 月 16 日から令和 8 年 4 月 30 日まで	横須賀市長井にある川間橋橋脚下流端から河口までの川間川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ 700 メートル、東側へ 1500 メートルまでの間の地先海面の区域、同市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 200 メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区域、三浦市初声町入江にある初声橋橋脚下流端から河口までの一一番川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々 500 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 6 号及び共第 7 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 許可名義人以外が採捕してはならない。法人においてはあらかじめ定めた 1 名以外が採捕してはならない。 3 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 4 使用漁具は、火光利用たも網及び火光利用さで網とする。 5 許可番号と顔写真付きの	令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで	令和 7 年 12 月 16 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

				一トル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	葉山町にある森戸橋から河口までの森戸川の区域及び同河口から海岸沿いに北側へ 100 メートルまでの間の地先海面の区域、下山橋から河口までの下山川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 8 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	5	同上	同上	逗子市新宿地先富士見橋橋脚下流端から河口までの田越川の区域、同河口右岸導流堤突端から海岸沿いに北側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域、同市新宿地先不如帰碑の正南線と海岸線との交点から海岸沿いに東側へ 100 メートル、西側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域及び同市小坪にある小坪海浜公園地先海面の区域	共第 9 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	7	同上	同上	豆腐川橋橋脚下流端から河口までの豆腐川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、滑川橋橋脚下流端から河口までの滑川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域、美奈能瀬橋橋脚下流端から河口までの稻瀬川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線極楽寺橋橋脚下流端から河口までの極楽寺川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上

				トルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線音無橋橋脚下流端から河口までの音無川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	国道 134 号線行合橋橋脚下流端から河口までの行合川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 150 メートルまでの間の地先海面の区域。腰越橋橋脚下流端から河口までの神戸川の区域、同河口から西側の鎌倉市の地先海面。	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	100	同上	同上	藤沢市にある西浜橋橋脚下流端から河口までの境川の区域、同河口から西側の片瀬海岸三丁目の地先海面並びに下記のアイ、イウ、ウエの直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた地先海面の区域。 ア 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点 イ 江の島ヨットハーバーの北角 ウ 藤沢市江の島 2 丁目 3 番地先防波堤の南西端 エ 境川左岸同流提突端	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	100	同上	同上	藤沢市にある日の出橋橋脚下流端から河口までの引地川の区域、同河口から東側の鵠沼海岸一丁目の地先海面までの区域及び同河口から藤沢市南部下水処理場排水口西側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域。	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上

					て当該漁業権の漁業権者から受忍されている者			
同上	200	同上	同上	神川橋橋脚下流端から河口までの相模川の区域、同河口左岸導流堤突端から東側へ500メートル、同右岸導流堤突端から西側へ400メートルまでの間の地先海面の区域。花水川橋橋脚下流端から河口までの花水川の区域及び同河口右岸導流堤突端から東側へ300メートル、西側へ200メートルまでの間の地先海面の区域。	共第13号共同漁業権及び内共第1号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	8	同上	同上	小田原市酒匂にある酒匂橋、下菊川橋及び連歌橋の下流端から下流側の酒匂川の本流及び支流の区域並びに同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。	共第15号共同漁業権及び内共第3号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	16	同上	同上	小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市国府津にある親木橋橋脚下流端から河口までの森戸川の区	共第15号共同漁業権及び内共第3号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ	同上	同上	同上

				域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市酒匂にある酒匂橋、下菊川橋及び連歌橋の下流端から下流側の酒匂川の本流及び支流の区域並びに同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域、小田原市浜町にある山王橋橋脚下流端から河口までの山王川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市早川にある早川橋右岸側橋脚下流端と同橋左岸側橋脚下流端の見通し線から河口までの早川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市根府川にある新白糸橋橋脚下流端から河口までの白糸川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。	稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者			
同上	1	同上	同上	大磯町国府本郷にある西湘バイパス橋橋脚上流端から上流へ150メートル、下流へ河口までの不動川の区域、同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。 血洗川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。 鳴立川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。 小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。 二宮町山西にある梅沢川河口から	共第14号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 3 申請書に記載された採捕従事者以外が採捕してはならない。 4 採捕従事者は35名以内とする。 5 使用漁具は、火光利用た	同上	同上

			<p>海岸沿いに東西へ各々50 メートルまでの間の地先海面の区域。</p>		<p>も網及び火光利用さで網とする。</p> <p>6 採捕従事者は、許可名義人が発行する許可番号と顔写真付きの標識を身につけて採捕しなければならない。</p> <p>7 全国のうなぎ養殖業者の池入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。</p>	
--	--	--	---------------------------------------	--	---	--

1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	許可の切替にあたり、特に変更する必要がないため、うなぎ稚魚漁業とする。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	実態調査を実施し、当該漁業の操業実績がある者及び操業を希望する者の総和を基準に、漁業調整上及びうなぎ稚魚の流通の適正化を図る上で問題の生じないと考えられる範囲内とした。
漁業時期	許可の考え方に基づき、水産庁長官からの通知に示された範囲であり、かつ過去の許可実績から設定した。前年の許可と同じ漁業時期とした。
操業区域	許可の考え方に基づき、漁協が管理・取締を実施できる共同漁業権区域であり、かつ過去の許可の実績から設定した。
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	漁業調整上の観点から、操業区域内を含む共同漁業権の漁業権者から、うなぎ稚魚漁業を営むことについて受忍をされている者とした。

2 許可をする際に付加する条件について（事前公表）

漁業調整および漁業取締の観点から、下記の条件を付して許可を行うこととした。

- (ア) 養殖用種苗以外の目的での採捕禁止
放流用等、その他を目的とした採捕は禁止とした。
- (イ) 採捕従事者の数の制限【団体へ許可する場合】
過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。
- (ウ) 採捕従事者の数の制限【個人へ許可する場合】
漁業取締りの観点から、個人の場合は許可名義人以外の者、法人においてはあらかじめ定めた1名以外の者が漁業を行うことを禁止とした。
- (エ) 出荷先の制限
流通の適正化を図るため、事前に申請書へ記載した仲買人以外への出荷を禁止とした。
- (オ) 使用漁具の制限
漁業調整上の理由から、使用漁具は従来通り火光利用たも網・さで網とした。
- (カ) 標識装着の義務
漁場監視及び取締りの観点から、許可番号と顔写真付きの標識を装着することを条件とした。
- (キ) 採捕の停止命令について
全国の池入れ量が、国際的に合意された21.7トンに達する恐れがあり、輸出向けの需要量満たされたと判断された場合は、国からの通知に基づき発出する採

捕停止命令に従うことを条件とした。

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第12条第2項においては、申請期間は1月を下らない範囲とすることと規定している。特に短縮する必要性は認められないため、1月とする。

4 許可の有効期間について

神奈川県漁業調整規則第16条第1項においては、当該漁業の許可の有効期間は1年と規定しているが、漁業調整上・漁業取締り上の合理性を考慮すると、漁業時期と統一する必要があることから許可の有効期間を短縮する。

5 関係規定

○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

(1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

(2) しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業

(3) 移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業

(4) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

(5) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業

(6) さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業

(7) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

(8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。）

(9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長24センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

2 前項の許可（以下この章（第17条を除く。）において「許可」という。）は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起

業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものという。以下同じ。）
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9（省略）

（許可の有効期間）

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第5条第1項第1号から第8号までに掲げる漁業 5年
 - (2) 第5条第1項第9号に掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

- 2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

7水管第1396号
令和7年8月28日

各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

令和8年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕はこの状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、令和5年12月1日から、シラスウナギは原則として都道府県の知事許可漁業のもとで採捕が行われるようになったこと、令和2年12月に施行された改正漁業法（昭和24年法律第267号）に創設された特定水産動植物の採捕禁止違反の罪が令和5年12月からうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）にも適用され大幅に罰則が強化されることなどを踏まえ、許可の運用状況について点検するとともに、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれでは、関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速させるとともに、令和8年漁期におけるシラスウナギの許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行については別紙2を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

令和8年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

(1) 流通の適正化について

シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過少報告が問題となっていることから、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）における規制の対象となる特定第一種水産動植物として、令和4年4月26日に「うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）」が指定され、令和7年12月1日から適用されることとなっている。水産流通適正化法は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とするものである。

採捕数量の未報告・過少報告の要因については、これまで密漁だけではなく、採捕者が他人に自分の採捕数量を知られたくない、報告が面倒などの理由により報告をしない、指定された出荷先以外へより高い価格で販売し、その分を報告しないなどのケースも考えられ、正確な採捕数量の報告が行われにくい状況であることが指摘してきた。このため、漁業の許可（以下「知事許可」という。）に当たっては、水産流通適正化法における規制（届出、漁獲番号の伝達及び取引記録の作成・保存）の運用も見据え、採捕・流通の実態を踏まえて、知事許可のもとで適正な報告が行われるよう必要に応じた運用の改善を図るべき旨を指摘てきており、これを踏まえて多くの県において規制の見直しが行われている。なお、令和7年漁期のシラスウナギ採捕報告においては、池入量報告との乖離は0.6トンとなった。

(2) 適正な運用を図るために講ずるべき措置について

令和8年漁期（令和7年11月1日～令和8年10月31日）の知事許可の運用においては、知事許可を得てシラスウナギを採捕する漁業を営む漁業者は、漁業者自身の判断によってシラスウナギを販売するものであり、うなぎ養殖業への種苗供給は全国的に行われていること、また、国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面振興法に基づき上限が設定されており、当該上限を超えないように管理されていることから、都道府県内の供給に限定する必要や採捕数量の上限を定める必要はないことに留意しつつ、以下の項目について昨年漁期の運用の再点検を行い、制度の適正化や透明化が不十分な場合には改善されたい。また、必要に応じて「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」（令和3年10月8日付け3水管第1707号水産庁

長官通知)（別紙3（参考））も参考とすること。

- ① 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量について、採捕者に対し定期的な報告が義務付けられているか。
- ② 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数となっているか。
- ③ 漁業取締りやシラスウナギの正確な採捕報告の担保のため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定している場合には、その指定先への出荷が遵守されているか。
- ④ 未報告及び過小報告の発生を防止するため、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合には、その設定価格が市場価格に鑑みて妥当であるか。また、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触していないか。
- ⑤ 採捕数量の上限を設定している場合には、その上限設定が都道府県内の養鰻業者への供給に限定することを目的とするものや、合理的根拠のないものになっていないか。

なお、シラスウナギを採捕する漁業を漁業権の内容とする場合や特別採捕許可に基づきシラスウナギを採捕する場合であっても、知事許可の運用に準じた措置を講ずることが適当である。

（3）その他の留意事項について

（2）に加え、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対しての取扱いが定まっていない場合は、当該者の許可の順位が劣後するよう許可の取扱方針を見直すことや当該者の数だけ次年の許可の公示数を減らすこと等を検討したい。なお、許可の運用を見直す際には、内水面漁場管理委員会への諮問が必要となる場合があることに加え、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意することが必要である。

2 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和7年12月1日から令和8年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川溯上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないが、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整することが重要である。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第26条に基づくうなぎ養殖業における池入数量の制

限に加え、令和3年1月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、輸出を認めることとなった。

のことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和8年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
- ・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討するべきである。